

登録政治資金監査人制度

申請者1ヵ月で800件超 「8割」が税理士の登録

政治団体収支報告書の適正担保と透明性の向上を図るため、新たに創設された登録政治資金監査人制度の登録申請が9月よりスタートしているが、およそ1ヵ月間で、全体の登録申請者数は800件を超え、そのうち約「8割」が税理士ら職業会計人であることがわかった。昨年末に成立した政治資金改正法により、国会議員関係政治団体の収支報告書については、「登録政治資金監査人」による「政治資金監査」を義務付けるとともに、1円以上のすべての支出について領収書公開が義務付けられた。その制度の担い手となる資格者として、税理士ら職業会計人と弁護士が明記されたもの。監査対象の団体は全国で4千件はあるとされ、1500人程度の監査人が必要と見込まれており、今後も税理士の登録は増えとみられ、税理士の社会貢献度もこの制度によって、急速にアップしそうな勢いだ。

登録政治資金監査人制度への登録申請を受付る総務省



事務所費や水道光熱費など、政治資金の不正流出問題や、領収書の使いまわし疑惑などの問題に対して、昨年末の議員立法によって創設された「登録政治資金監査人制度」。総務省が窓口となり、資格者でもある税理士らの登録申請数の状況を見ると、日税連の呼び掛けもあって、順調な伸びを示している。

総務省の政治資金適正化委員会によると、「9月から登録申請の受付を開始し、1ヵ月経過した時点で、申請者の総数は800件を超え、そのうち、およそ8割が税理士、公認会計士の登録」という。登録申請期限を設けておらず、随時登録となっていることから「今後も増え続けそうだ」(同委員会)としている。

登録申請の手続きについては、申請書や誓約書、写真、戸籍抄本、登録免許税の収入印紙など7種類の書類を総務省の第三書委員会の「政治資金適正化委員会」に郵送、もしくは直接持参する。申請書が受理され、証票の交付後に政治資金監査に関する研修を受講しなければならない。

この研修は、政治資金規正法と監査マニュアルの履修について、半日程度の実務講習となる。12月17日に東京で、25日には大阪で開催されるほか、札幌、名古屋、福岡でも開催が予定されている。

監査業務に関する具体的な指針、いわゆる「政治資金監査マニュアル」に

ついては、このほど総務省により公表されたが、それによると、登録政治資金監査人による監査は、政治団体の事務所に出席して、すべての領収書の原本と会計帳簿、収支報告書を照合する。具体的には、公認会計士が行う監査業務とは違い、あくまで、政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的、定型的に確認する業務と位置づけている。

また、同監査人の業務範囲としては、政治団体の会計責任者が作成した会計帳簿、明細書、領収書等について同マニュアルに基づき、政治資金収支報告書を作成する。つまり、会計帳簿等の作成責任および政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務はないとしている。

一方、監査業務における税理士の責任の範囲については、通常の税理士業務の責任の範囲内において、業務で知り得た情報を他に漏らしていけない等の規定が設けられた。

また、契約にあたっては、税理士らの「登録政治資金監査人」と監査対象となる政治団体とは、書面により政治資金監査契約を締結することになる。

そのため、今回の登録者のなかには、「政治資金に関する監査業務という新たなビジネス領域が広がってきた」というスタンスで取組む税理士もいる。

監査対象の団体は全国で4千件以上あると見られているだけに、仮に責任論を除外して考えた場合、今回の政治資金収支報告書の監査を切り口に、税理士業務の裾がりは期待できそうだ。

今回の改正政治資金法は、平成21年分収支報告書から適応され、提出期限が5月末とされるため、監査業務は集中することも予測される。また、企業の決算業務と違って、監査人一人で行くものの収支報告書の監査を手掛けられるかどうかは未知数だ。

いずれにせよ、これまで、業界内における税理士の社会貢献活動として

は、地方公共団体包括外部監査制度、成年後見人制度、NPO法人税務・会計アドバイザーを三本柱として研修・啓蒙活動を展開してきた。また、カラ出張などの無駄使いをやめさせ、税金が適切に使われるよう求めて活動する「市民オンブズマン活動」にも税理士が参画している。さらに、公会計制度への関わりも税理士が自らの職能を活かして活躍できるフィールド。それに、今回の登録政治資金監査人制度が加わったことで、税理士の社会貢献活動はますます裾がりを広げている。

第2回国税のネット公売

大型マイクロバスなど落札

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

オークション人気は高まる一方だが、国税庁が10月に実施した差押財産を対象とした今年2回目のインターネット公売のせり売りがこのほど終了した。

今回は、仙台国税局と沖縄国税事務所を除く10国税局と全国11の税務署から絵画や宝石、ゴルフ会員権、大型バスなど181点が出品され、落札額の総見込額は3,944万円にも達している。

主な高額商品を見ると、37人乗りの「大型マイクロバス」が701,000円で落札されたのをはじめ、「ROREX」腕時計が701,000円、「大名時計」が602,000円、北大路魯山人作の陶器「黄瀬戸軸折鶴形四方向付」が523,222円、同北大路魯山人作の陶器「緋部風掛分へげ平向」が502,000円、「オーデマピゲ」腕時計が430,000円などとなっている。



大切な家族のために、
ゆとりある未来のために。

AIG アリコ ジャパン
アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー

A Member of American International Group, Inc.

〒109-0023 東京都中央区日本橋本町1-1-1 AIG日本橋本町ビル3階 Tel 03-5203-5831 (代)
アリコジャパン 東京オウエンエージェンシーオフィス 石田 雅敏

